

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例施行規則

平成11年12月21日

規則第44号

(趣旨)

第1条 この規則は、和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例(平成11年和泉市条例第22号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(基準区画面積)

第2条 条例第2条第7号の基準区画面積は、当該まちなみ地区の指定日における区画宅地面積により算定するものとし、小数点以下は切り捨てとする。

(法人)

第3条 条例第3条第3項に規定する規則で定める法人は、次に掲げる者をいう。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 大阪府住宅供給公社

(まちなみ地区の指定の申入れ)

第4条 条例第5条第2項に規定する市長に対する申入れは、和泉市まちなみ地区指定申入書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

(1) 地区の指定を申し入れる区域を示す図面

(2) 地区住民等による会議録

(3) 地区住民等の意向を示す書類

2 前項の申入れは、市民の場合は代表者及び副代表者からなる2人以上の、事業者の場合は代表者1人の記名によって行うことができる。

3 第1項に規定する申入れは、当該地区の区画宅地に居住する世帯の代表者若しくは事業者又は区画宅地若しくは建築物の所有者(以下「住民等」という。)の相当数の合意に基づいて行うものとする。この場合において、住民等の相当数の合意とは、当該地区の区画宅地総数のうちのおおむね3分の2以上の合意をいう。

(公聴会の開催等)

第5条 条例第6条第1項に規定するまちなみ地区の指定の案の公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) まちなみ地区の区域及び所在地

(2) 関係図書の縦覧場所

(3) 縦覧の期間

2 条例第6条第2項に規定する公聴会の開催要領は、別に定める。

3 条例第6条第2項に規定するまちなみ地区の指定に関係がある者は、当該指定しようとする区域内の住民等をいう。

4 市長は、公聴会に出席した前項に規定する者の意見を総合的に判断することで、前条第3項に規定する相当数の合意の確認に代えることができる。

(意見聴取)

第6条 市長は、まちなみ地区の指定に際して、必要に応じてまちづくりについての

専門家の意見を聴くことができる。

(まちなみ地区の指定等)

第7条 条例第7条に規定するまちなみ地区の指定の公告は、次の事項について行うものとする。

- (1) まちなみ地区の指定番号
- (2) まちなみ地区指定の名称
- (3) 区画宅地の数
- (4) 基準区画面積
- (5) まちなみ地区に含まれる地域の名称及び所在地
- (6) まちなみ地区に指定した区域を示す図面

2 条例第7条のまちなみ地区登録簿は、和泉市まちなみ地区登録簿(様式第2号)によるものとする。

(指定標識)

第8条 条例第8条のまちなみ地区であることを示す標識は、まちなみ地区指定標識(様式第3号)によるものとする。

(指定の解除又は区域の変更)

第9条 条例第9条第1項に規定する指定の解除又は区域の変更の要請は、和泉市まちなみ地区指定(解除・区域変更)要請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添付して行うものとする。

- (1) 指定地区の変更を要請する場合は、その区域を示す図面
- (2) 当該地区住民等による会議録
- (3) 当該地区住民等の意向を示す書類

2 市長は、前項の要請を受けて指定の解除又は区域の変更をしたときは、速やかに次に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 地区指定の解除又は区域変更の地区名
- (2) 地区指定の解除又は区域変更の理由
- (3) 地区指定の解除又は区域変更をした日
- (4) 地区指定の区域変更をした場合は、その区域を示す図面

3 第4条第2項及び第3項の規定は、第1項の要請について準用する。

(宅地改変行為等の申請)

第10条 条例第11条第1項に規定する申請は、和泉市まちなみ地区内行為(変更)許可申請書(様式第5号)に次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 断面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示する図面

2 市長は、前項の申請に対する許可を行ったときは、和泉市まちなみ地区内行為(変更)許可通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(軽易な形質変更行為)

第11条 条例第11条第2項第4号に規定する規則で定める軽易な形質変更は、切土、盛土又は切土と盛土とを同時にする場合の造成高さが整地程度(0.3メートル以内)のものであり、かつ、隣接する区画宅地に接する部分の地盤の高さを変更しないものをいう。

(許可の基準)

第12条 条例第12条第1項第1号の地区住民等の相当数の同意は、当該まちなみ地区の区画宅地総数のうちのおおむね3分の2以上の同意をいう。

2 条例第12条第1項第1号の規則で定める規模は、計画面積が500平方メートル以上であり、かつ、道路等の公共施設又は当初の開発区域界で囲まれた区域のすべての区画宅地についての計画であることをいう。

(宅地改変行為等の完了等)

第13条 条例第13条第1項に規定する宅地改変行為等の完了又は中止の届出は、和泉市まちなみ地区内許可行為(完了・中止)届出書(様式第7号)に次に掲げる図面を添付して行うものとする。

- (1) 位置図
- (2) 配置図
- (3) 平面図
- (4) 断面図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が指示した図面

2 市長は、条例第13条第2項に規定する宅地改変行為等の完了を確認したときは、和泉市まちなみ地区内行為完了確認通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(まちなみ協議会の認定等)

第14条 まちなみ地区において、良好なまちなみ環境の保全育成を図ることを目的として当該地区住民等で構成された団体が、条例第14条第1項のまちなみ協議会として市長の認定を受けようとする場合は、その旨を和泉市まちなみ協議会設立届(様式第9号)により市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項のまちなみ協議会設立届を受理した場合は、まちなみ協議会として認定するか否かについて判断し、その結果を通知しなければならない。

3 条例第14条第2項に規定するまちなみ協議会の認定に係る公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会の名称
- (2) 協議会の代表者の住所及び氏名
- (3) 認定日

4 認定を受けたまちなみ協議会について協議会の名称、代表者若しくは副代表者の住所及び氏名又は協議会活動についての方針等に変更が生じたときは、和泉市まちなみ協議会変更届(様式第10号)により、速やかに市長に届け出るものとする。

5 条例第14条第4項に規定するまちなみ協議会の認定の取消しの公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 協議会の名称
 - (2) 協議会の代表者の住所及び氏名
 - (3) 認定を取り消した理由
 - (4) 認定を取り消した日
- (支援、助成及び表彰)

第15条 条例第16条第1項に規定するまちなみ協議会に対する技術的支援又は経費の助成に関する事項は、別に定める。

2 条例第16条第2項に規定するまちなみ協議会その他のまちなみ環境の保全育成に著しく貢献した者に対する表彰に関する事項は、別に定める。

(身分証明書)

第16条 条例第18条第2項に規定する立入調査を行う職員の身分を示す証明書は、立入調査職員証(様式第11号)とする。

(公表の方法)

第17条 条例第20条に規定する命令に従わなかった場合の公表は、次の事項を記載して行うものとする。

- (1) 当該区画宅地の所有者の氏名
- (2) 当該区画宅地の所在地
- (3) 違反事項

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成11年12月22日から施行する。

附 則 (平成16年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年規則第1号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正前の和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例施行規則様式第3号の規定により作成された標識については、同様式の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

年 月 日

和泉市まちなみ地区指定申入書

和泉市長 あて

代表者 住所
氏名
電話
副代表者 住所
氏名
同 上 住所
氏名
同 上 住所
氏名

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第5条第2項の規定により、まちなみ地区の指定について、次のとおり申し入れます。

地区の指定を申し入れる地域	和泉市
地区の指定についての地区住民等の意見概要	
添付書類	1 地区の指定を申し入れる区域を示す図面 2 地区住民等による会議録 3 地区住民等の意向を示す書類

- 備考 ① 代表者は1人、副代表者は1人以上として、合計2人以上の連名によって申し入れてください。（副代表者が4人以上の場合は、別紙に記名して添付してください。）
- ② 区域を示す図面は、市に備付けの1/2, 500の地図等に各区画宅地の世帯の代表者の氏名を記入してください。
- ③ 会議録には、会議の日時、場所、参加者数、指定についての賛成、反対者数及び主な発言内容等を記載してください。
- ④ 地区住民等の意向を示す書類は、署名録等を提出してください。

市使用欄

様式第2号（第7条関係）

和泉市まちなみ地区登録簿	
まちなみ地区の指定番号	
まちなみ地区指定の年月日	
まちなみ地区の名称	
区画宅地の数	
基準区画面積	
まちなみ地区に含まれる地域の名称及び所在地	
備 考	

様式第3号（第8条関係）

まちなみ地区指定標識	
<p>この地区は、和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例（平成11年和泉市条例第22号）に基づく「まちなみ地区」に指定されています。</p> <p>この地区内で、宅地の区画変更や目的外利用を行う場合には制限があります。また、造成行為を行おうとする場合にも、当該地区の良好なまちなみ環境の保全に努めてください。</p>	
和泉市	・
協議会	

年 月 日

和泉市まちなみ地区指定（解除・区域変更）要請書

和泉市長 あて

代 表 者 住 所
氏 名
電 話
副代表者 住 所
氏 名
同 上 住 所
氏 名
同 上 住 所
氏 名

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおりまちなみ地区の指定（解除・区域変更）を要請します。

地区指定の（解除・区域変更）要請地区名	まちなみ地区
地区指定の（解除・区域変更）要請理由	
地区指定の（解除・区域変更）についての地区住民等の意見	
添 付 書 類	1 指定区域の変更の場合は、その区域を示す図面 2 当該地区住民等による会議録 3 当該地区住民等の意向を示す書類

- 備考 ① 代表者は1人、副代表者は1人以上として、合計2人以上の連名によって要請してください。（副代表者が4人以上の場合は、別紙に記名して添付してください。）
- ② 区域を示す図面は、市に備付けの1/2, 500の地図等に各区画宅地の世帯の代表者の氏名を記入してください。
- ③ 会議録には、会議の日時、場所、参加者数、案件についての賛成、反対者数及び主な発言内容等を記載してください。
- ④ 地区住民等の意向を示す書類は、署名録等を提出してください。

市使用欄

年 月 日

和泉市まちなみ地区内行為（変更）許可申請書

和泉市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第11条第1項の規定により、まちなみ地区内行為（宅地改変・目的外利用）をしたいので、次のとおり（変更）許可申請をします。

まちなみ地区の名称	まちなみ地区
許可申請所在地	和泉市
（宅地改変・目的外利用）行為の内容	
添付図面	1 位置図 2 配置図 3 平面図 4 断面図 5 その他市長が指示する図面

市使用欄

年 月 日

和泉市まちなみ地区内行為（変更）許可通知書

住所
氏名 様

和泉市長 印

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第12条の規定により、まちなみ地区内行為について（変更）許可をしたいので通知します。

許可番号	第 号
まちなみ地区の名称	まちなみ地区
許可申請所在地	和泉市
（宅地改変・目的外利用・変更）行為の内容	
許可の条件等	
備考	

年 月 日

和泉市まちなみ地区内許可行為（完了・中止）届出書

和泉市長 あて

申請者 住所
氏名
電話

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第13条第1項の規定により、まちなみ地区内行為の（完了・中止）を届け出ます。

まちなみ地区の 名 称	まちなみ地区
許可申請所在地	和泉市
届出の内容	完了 ・ 中止
（宅地改変・目的外 利用）行為の内容	
備考（中止の場合は その理由）	
添付図面	1 位置図 2 配置図 3 平面図 4 断面図 5 その他市長が指示した図面

市使用欄

年 月 日

和泉市まちなみ地区内行為完了確認通知書

住所
氏名 様

和泉市長 印

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第13条第2項の規定により、まちなみ地区内行為の完了を確認したので通知します。

通知番号	第 号（許可番号第 号）
まちなみ地区の名称	まちなみ地区
許可申請所在地	和泉市
（宅地改変・目的外利用・変更）行為の内容	
備考	

年 月 日

和泉市まちなみ協議会設立届

和泉市長 あて

代 表 者 住 所
氏 名
電 話
副代表者 住 所
氏 名
同 上 住 所
氏 名
同 上 住 所
氏 名

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第14条第1項に規定するまちなみ協議会を設立しましたので、下記のとおり届け出ます。

協 議 会 の 名 称	
協議会の活動についての方針等	
備 考	

備 考 代表者は1人、副代表者は1人以上として、合計2人以上の連名によって届け出てください。（副代表者が4人以上の場合は、別紙に記名して添付してください。）

市使用欄

--

年 月 日

和泉市まちなみ協議会変更届

和泉市長 へ

代表者 住所
氏名
電話
副代表者 住所
氏名
同 上 住所
氏名
同 上 住所
氏名

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第14条第1項に規定するまちなみ協議会の内容に変更が生じたので、同条例施行規則第14条第4項の規定により変更届を届け出ます。

	旧	新
協議会の名称		
代表者・副代表者の住所及び氏名		
協議会活動についての方針等		
備考		

様式第 1 1 号 (第 1 6 条関係)

(表)

写 真	立 入 調 査 職 員 証
	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
上記の者は、和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ環境の保全に関する条例第 18 条第 1 項の規定による立入調査を行うことができる職員であることを証明する。	
年 月 日	
和泉市長	印

(裏)

和泉市宅地開発地域の良好なまちなみ 環境の保全に関する条例 (抜粋)
(立入調査)
第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に良好なまちなみ環境の保全育成を阻害し、又は阻害するおそれがある土地に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。